

平成 23 年度税制改正 主要項目のピックアップ

通 常国会の初期に出されて
いた当初の平成23年度税
制改正案は、衆議院で立往生
していましたが、その一部が、
自公民3党合意案として分離
され、6月22日に国会を通過
し、6月30日公布されました。

3 党合意に至らなかった残
りの部分は、年度改正で
はないタイトルに変わり、引
き続き「所得税法等一部改正
案」として衆議院で継続審議
という立往生状態が続けてい
ます。公布された改正税法の
うち、多くの人に関係するも
のを拾って見ます。

1 年金所得者に関する申告
不要制度が創設されまし
た。対象となるのは、公的年
金等の収入金額が400万円以
下で、それ以外の所得金額が

20万円以下である人です。即
適用開始です。

2 消費税の仕入税額控除制
限解除の課税売上割合
95%以上ルール適用対象は
その課税期間の課税売上高5
億円以下に限定されることにな
りました。平成24年4月1
日以後開始課税期間からの適
用です。

3 消費税の免税事業者要件
について、ハードルが次
の二つになりました。

①基準期間（前々年基準）の
課税売上高が1,000万円以下②
特定期間（前年上半期基準）
の課税売上高（又はその期間
の支払給与の総額）が1,000万
円以下

平成25年1月1日以後開始
課税期間から適用です。

4 電子申告控除額が平成23
年分は4,000円、平成24
年分は3,000円に引き下げられ
ました。

5 認定NPO法人へ寄附を
した場合の寄附金控除は、
寄附金の額（総所得金額等の
40%を限度）から2,000円を控
除した額の40%（所得税額の
25%が限度）となりました。
即適用開始です。

6 雇用促進税制が創設され
ました。当期及び前期に
離職者がいない青色申告事業
者で、平成23年4月1日から
平成26年3月31日までの間
に開始する各事業年度のうち、
基準雇用者数が5人以上（中
小企業者は、2人以上）及び
基準雇用者割合が10%以上で、
かつ、給与等支給額が比較給
与等支給額以上である場合に
は、20万円に基準雇用者数を
乗じた金額の特別税額控除
（税額の10%、中小企業者等
は20%が限度）ができます。

「ほのかなる空の匂ひや
秋の晴 虚子」 春夏秋冬
の中で、秋晴れ、冬晴れと
は言いますが、春晴れ、夏
晴れとは言いません。

秋の快晴の日は、空気が
澄みわたって、遠い山まで
見晴らすことができ、まさ
に天高く馬肥ゆる秋です。

秋はレクリエーション行
事が盛んです。諸経費の税
務上の処理を誤らないよう
にしましょう。

9日寒露、24日霜降。



あなたができること、
あるいは夢見られることはなんでも始めよ。
毎日を生きよ。
あなたの人生が始まった時のように。

(ドイツの文豪 ゲーテ)

10月の税務メモ

(国 税)

- 9月分源泉所得税の納付（特例適
用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準
額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 24年2月決算法人の中間（予定）申告

11日

17日

31日

〳

〳

(地方税)

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 24年2月決算法人の中間（予定）申告
- 個人住民税の普通徴収第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。